

平成 23 年 6 月 24 日 (金)
官報 号外第 134 号より抜粋

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支
援等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十九号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対す
る支援等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等(第七条―第十四条)
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第十五条―第二十条)
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等(第二十一条―第二十八条)

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条―第三十一条)

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条―第三十九条)

第七章 雑則(第四十条―第四十四条)

第八章 罰則(第四十五条―第四十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

(定義)

第二条 この法律において「養護者」とは、障害者

者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等

による障害者虐待及び使用者による障害者虐待

をいう。

第三条 この法律において「養護者」とは、障害者

等に及び使用者以外のものをいう。

第四条 この法律において「障害者福祉施設従事者等

とは、障害者自立支援法(平成十七年法律第百

二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支

援施設(以下「障害者支援施設」という。)若し

くは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設

のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)

のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)

第十一条第一号の規定により独立行政法人国立

重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する

施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障

害者福祉施設」という。)又は障害者自立支援法

第五条第一項に規定する障害者サービス事

業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業

若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に

規定する移動支援事業、同条第二十六項に規

定する地域活動支援センターを経営する事業若

しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを

経営する事業その他厚生労働省令で定める事業

(以下「障害者福祉サービス事業等」という。)に

係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を

雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(勞

働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働

者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十

年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派

遣労働者をいう。以下同じ)である場合におい

て当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一

号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供

を受ける事業主その他これに類するものとして

政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団

体を除く。以下同じ)又は事業の経営担当者そ

の他その事業の労働者に関する事項について事

業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待

とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う

次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生

じるおそれのある暴行を加え、又は正当な

理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は

障害者をしてわいせつな行為をさせること

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒

絶的な対応その他の障害者に著しい心理的

外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又

は長時間の放浪、養護者以外の同居人によ

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財

産を不当に処分することその他当該障害者か

ら不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等

による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事

者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他

当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該

障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供

を受ける障害者について行う次のいずれかに該

当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じ

るおそれのある暴行を加え、又は正当な理由

なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障

害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的

な対応又は不当な差別的言動その他の障害者

に著しい心理的外傷を与える言動を行うこ

と。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は

長時間の放浪、当該障害者福祉施設に入所し、

その他当該障害者福祉施設を利用する他の障

害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係る

サービスの提供を受ける他の障害者による前

三号に掲げる行為と同様の行為の放浪その他

の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく

怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他

障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待

とは、使用者が当該事業所に使用される障害者

について行う次のいずれかに該当する行為をい

う。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じ

るおそれのある暴行を加え、又は正当な理由

なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障

害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的

な対応又は不当な差別的言動その他の障害者

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前二号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部署その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

第七条 養護者による障害者虐待に係る通報等(養護者について行われるものを除く。以下この章において同じ)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らし得てはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)との対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると思われる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五十六条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者の保護及び自立の支援を図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により養護者の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を講ずるために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者については、第九条第二項の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行つた養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十一条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害者福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができ、

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に關する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十八条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十八条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害者福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができ、

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に關する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二條第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県労働局及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。(船員に関する特例)

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三條の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に對処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七條第一項、第十六條第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九條第一項若しくは第二十二條第二項の規定による届出若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受け、当該届出若しくは通報を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者(以下「協力者」という)の中から、前条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

3 第一項の規定により第七條第一項、第十六條第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九條第一項に規定する届出若しくは第十六條第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七條第一項、第十六條第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九條第一項に規定する届出若しくは第十六條第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受け、当該届出若しくは通報を受けた障害者若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該届出若しくは通報を受けた障害者若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に對する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各股の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九條の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。